

パブリックコメントの結果（概要）

文化財保護法の改正に伴う関係政省令案及び指針案に関するパブリックコメント（意見公募手続き）の実施について、平成30年11月17日から12月16日までの期間、インターネット及び郵送を通じて、広く意見を募集したところ、合計25件の意見が寄せられた。指針案の各項目に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ 指針の位置付け、 文化財の保存と活用について、その他全般的な意見
- ・ 文化財保存活用地域計画や保存活用計画を念頭に置いた、各地域における中長期的な観点からの文化財の保存・活用のための計画的・継続的な取組については、従来も各地域の実情に応じて可能な限り実施されてきており、今回の法改正ではじめて可能となったというより、より促進されるという表現とすべきとの意見があった
- ・ 文化財の維持管理や公開には多大な経費と手間がかかり、所有者は孤軍奮闘している状況にある。日常的な清掃や雪下ろし・草刈りなどを所有者と一緒に取り組んでくれる人に対する補助を、少なくとも適切に活用している文化財に対しては支援してもらえないかとの意見があった
- ・ 所有者が高齢であったり後継者が不在であったりする文化財の担い手を広げていくことが難しい。大学の学生さんなどに研究対象として入ってきてもらうにも大学との接点が無かったりそもそも大学がない地域も多かったりするため、所有者と教育機関との橋渡しや、古民家再生ワークショップなどの取組が必要ではないかとの意見があった
- ・ 地方には文化財の利活用をマネジメントできる人材や、地域の文化財保護をリードする専門家がおらず、総合的に文化財の保存・活用を担う組織の設立や博物館の学芸員等の専門的な人材を育成するための支援が必要ではないかとの意見があった
- ・ 文化財の修理に必要な熟練の技術者が少なくなっている。若い職人に技術が受け継がれるよう、技術を磨く機会として文化財の修理等へ補助し、腕を振るう機会を増やして欲しいとの意見があった
- ・ 民家の茅葺きなど伝統技術を適切に保存するための技術や補修材料を継承するため、文化財に関する地域産業の育成や原材料・用具の確保等への支援も検討して欲しいとの意見があった
- ・ 改正法が円滑に施行されるよう、国から地方公共団体に対して改正の趣旨や詳細を適切に指導して欲しいとの意見があった
- ・ 「信仰の対象・信仰の場」となっている文化財については、観光などへの過度な活用とならないよう、所有者の意見・意向が尊重されつつ、あくまでも保存のための活用とすることへの配慮が必要との意見があった 等

- ・文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、保存活用計画への意見
- ・地域住民にとっては当たり前のように見えても、実は貴重な文化財ということも多いため、地域の資源を文化財として認識し、興味をもってもらうためにヘリテージマネージャーや専門家の活動を支援する取組が必要との意見があった
- ・社寺仏閣や芸能等の文化財として認識されやすいものだけでなく、中山間地域の暮らしなどを伝える集落や古民家なども広く大綱や地域計画の対象として欲しいとの意見があった
- ・文化財に関する専門的な知識を有する人材や文化財を担っていく子供達の体験学習等の機会の充実が図られることが必要との意見があった
- ・協議会の場を活用して、文化財の意義を周知し、専門的な知見を地域で共有することが必要との意見があった
- ・文化財の保存・活用の推進体制について、地方文化財保護審議会の委員は、当該地域の文化財の調査や保存について専門的、学術的に関わっている者が任命されることが重要との意見があった
- ・自治体では文化財の種類や取組の内容によって担当課が分かれていることも多く、部局間の連携が重要との意見があった
- ・大綱や地域計画の作成が自治体への過度な負担とならないよう、財政規模の小さい自治体や専門職員のない自治体、文化財が多く所在する自治体等への配慮が必要との意見があった
- ・認定を受けた場合の事務処理特例について、市町村の裁量が反映しやすいメリットがある一方で、文化財の専門職員が未配置の自治体も多く、国と自治体が協力して体制の充実に努めることが必要との意見があった
- ・保存活用計画を作成する際には、所有者の意見が適切に反映されるよう、事例や情報を共有しながらサポートできる体制を整備することが必要。個々の文化財の状況に応じて、無理のない計画が作成されるように様々な関係者の意見や専門家の支援が活用されるように配慮することが必要との意見があった 等

・文化財保存活用支援団体への意見

- ・支援団体の指定だけでなく、その活動に対する財政的・技術的な支援が必要との意見があった
- ・支援団体制度には期待するところだが、所有者がその存在や価値に気付いていない文化財も多く存在すると思われるため、専門家による調査・発掘など掘り起こしのための仕組みも必要ではないかとの意見があった
- ・文化財の所有者によって構成される団体などは、専門家への相談は少しハードルが高いと感じる所有者が悩みや情報を共有する場として機能している。このような団体を支援団体として指定することも有効ではないかとの意見があった
- ・都道府県単位で設置されている団体も支援団体として指定対象になり得ることを示すため、事例としてあげて欲しいとの意見があった 等